

2. 修了要件・履修方法・成績評価基準

■修了要件

医療技術科学研究科博士後期課程の修了は、原則として、3年以上在学し、所定の授業科目について10単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査および最終試験に合格した者について認定します。

■履修方法

区 分	臨床検査学専攻 博士後期課程		
	科目区分	修了に必要な修得単位数	備 考
必 修	共通科目	2 単位	
	研究指導	6 単位	
選 択	専門科目	2 単位	
合 計		10 単位以上	

■成績評価基準

北海道医療大学大学院学則第18条第1項に規定する履修授業科目の単位認定は、筆記もしくは口頭試験または研究報告によるものとし、同第18条第2項に規定する優、良、可及び不可の評価基準は以下のとおりとします。

評 価	評 点	内 容	合 否	修得・未修得
優	80～100点	学修目標を十分に達成している。	合格	修得
良	70～79点	学修目標を達成している。	合格	修得
可	60～69点	学修目標を最低限達成している。	合格	修得
不可	60点未満	学修目標を達成していない。	不合格	未修得

各授業科目において履修者に求められる学修目標および評価方法については、シラバスに記載するほか、最初の授業の冒頭などで担当教員から説明があります。

3. 履修登録

■履修登録（1年次）

博士後期課程3年間で履修する科目の履修登録は、1年次に一括して行います。

指導教員と十分に相談の上、入学年度当初に博士後期課程修了のための全体的な研究計画を立て、専攻分野の論文作成等に必要な科目の履修登録を指定の期日までに行ってください。

【「履修届」 提出締切日】：4月中旬（日時の詳細は別途指定）

【提出先】：医療技術学課

※「履修届」には、指導教員の承認(署名・捺印)が必要です。

4. 研究構想発表会（1年次）

研究テーマおよび研究計画の設定に関する中間発表として、1年次の11月（予定）に「研究構想発表会」を実施します。発表を希望する学生は、10月（発表会の概ね1～2カ月前：期日は別途案内）までに「研究構想発表会申込書（指定様式）」を記入の上、医療技術学課へ提出してください。

■博士学位論文研究計画書の提出および審査

研究構想発表会終了後、「博士学位論文研究計画書」を提出していただきます。

博士学位論文研究計画書は、研究構想発表会終了後から随時受け付けますが、1年次の2月（提出期日は別途案内）までに「博士学位論文研究計画書」（指定様式）により、医療技術学課へ提出してください。

〔期 限〕 研究構想発表会終了後～2026年2月（日時の詳細は別途指定）

〔内 容〕 研究テーマおよび研究課題（動機、背景、研究方法などを含む）の設定に関する報告とその審査

※「博士学位論文研究計画書」には、指導教員の承認(署名・捺印)が必要です。

なお、実施の詳細については、別途お知らせします。

5. 中間発表（報告）会【2年次】

）

➔ 後日配布

9. 博士学位論文の作成マニュアル【3年次】

10. 学位授与の判定基準および学位論文の評価基準【3年次】

本学大学院医療技術科学研究科では、次の判定基準に基づいて博士の学位審査を行い、
適当と認められる者に対して、博士（臨床検査学）の学位を授与します。

■学位授与の判定基準

- 1) 博士の学位を受ける者は、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、臨床検査学研究を実践するため教育者・研究者としての倫理観、深い学識、及び高度な研究能力、教育的指導的役割を有していること。さらに国内外の保健・医療や社会の動向を把握し、修得した能力を社会へと還元できる能力を身につけていること。
- 2) 博士論文は次に定める「学位論文の評価基準」を満たしていること。
- 3) 博士の学位を受ける者は、学位論文審査委員会及び発表会で学術研究に相応しい研究発表を行い、質疑に対し論理的、かつ、明解に応答すること。

■学位論文の評価基準

- 1) 本学が定める研究倫理教育を修了し、研究倫理面の配慮が十分、かつ、適切になされている。
- 2) 臨床検査学領域における博士として十分な知識を修得し、問題を的確に把握し、解明する能力を身に付けている。
- 3) 研究テーマの設定が学位に対して妥当なものであり、論文作成にあたっての問題意識が明確である。
- 4) 論文の記述（本文、図、表、引用など）が十分、かつ、適切であり、結論に至るまでの首尾一貫した論理構成になっている。
- 5) 設定したテーマの研究に際して、適切な研究方法、調査・実験方法、あるいは論証方法を採用し、それに則って具体的な分析・考察がなされている。
- 6) 当該研究領域の理論的見地又は実証的見地から見て、独自の価値を有するものとなっている。

11. 研究倫理の遵守

研究活動における不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであり、科学そのものに対する背信行為となります。各自、十分に留意し、研究活動を行ってください。

また、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」をはじめとした研究倫理指針などについても十分に理解し、適切な研究活動を行ってください。

[参 考]

- ・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（文部科学省）
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

- ・「研究に関する指針について」（厚生労働省）
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/index.html>
- ・北海道医療大学研究倫理規程
- ・北海道医療大学研究倫理指針
- ・医療技術学倫理審査委員会内規

12. 長期履修制度

長期履修制度とは、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり、計画的な履修を認める制度で、仕事などとの両立を図りながら修了を目指すことができます。

1. 対象者

有職者（正規職員以外も含み、主としてその収入で生計を立てている者）出産、育児、介護、その他のやむを得ない事情により、フルタイム学生としての修学が困難な事情があることを要件とします。

2. 長期履修期間及び在学可能期間

	標準修業年限	長期履修期間	在学可能期間
修士課程	2年	3年または4年	4年（標準修業年限2年×2）

* 在学可能期間の範囲内で、1年単位で長期履修期間を定めることができます。

* 休学の期間は、上記期間に含まれません。

* 長期履修の有無にかかわらず、在学可能期間内に修了することができない場合には除籍の対象となります。

3. 授業料

標準修業年限分の授業料に相当する額を、次の計算式により、長期履修期間に応じて分割納付します。

$$\text{授業料年額} = \text{当該研究科の授業料年額} \times \text{標準修業年限} \div \text{許可された長期履修期間の年数}$$

長期履修期間の変更（短縮又は延長）を認められた場合の授業料の年額は、次の計算式によります。

$$\text{授業料年額} = \text{当該研究科の授業料年額} \times \text{標準修業年限} \div \text{許可された長期履修期間の年数}$$

$$\text{授業料年額} = (\text{当該研究科の授業料年額} \times \text{標準修業年限} - \text{すでに納入した授業料の総額}) \div \text{変更後の長期履修期間の年数}$$

4. 手続き

- ・申請手続き：長期履修制度を利用する学生は、指導教員に相談の上、「長期履修申請書」（様式第1号）に必要事項を記入して、「指導教員の意見」と「署名」を得た上で、医療技術学課へ提出してください。
- ・変更手続き：長期履修を認められた学生が、長期履修期間を短縮または延長、もしくは長期履修を取り止める場合は、「長期履修（期間短縮・延長・取り止め）申請書」（様式第2号）に必要事項を記入して、「指導教員の意見」と「署名」を得た上で、医療技術学課へ提出してください。

なお、詳細については、「北海道医療大学長期履修規程」を参照してください。

13. リサーチ・アシスタント (RA)

本学大学院生からの申請に基づき、下記にしたがってリサーチ・アシスタント (RA) を採用します。

ただし、不採用となる場合もあります。

[対象者] 医療技術科学研究科博士後期課程の在学生(休学者は対象外)とする。

[採用期間] 5月1日～翌年2月末までの期間内の採用とする。
 ※申請期間は、毎年度4月とし、申請は指導教員が行う。
 ※入学より3年を経過する者は申請することができない。ただし、休学期間は経過期間に算入しない。
 ※9月学位授与となる者は、8月末までの採用期間とする。

[業務内容] 指導教員の管理・監督のもと、本学で行う下記のプロジェクト研究等の補助的業務に従事する。
 ・国または地方公共団体等から補助を受けて行う研究
 ・学内または民間から補助を受けて行う研究
 ・その他、研究科委員会が認めた研究

[勤務時間] 以下のとおり定める。
 ・1日の勤務時間（拘束時間）は、8時間以内とする。
 ・1週間の合計勤務時間数は、24時間以内とし、1か月間の合計勤務時間数は60時間を超えることはできない。

[手当] 以下のとおりとする。
 ・1時間当たり1,200円（時間給）とし、原則として翌月25日に支給する。
 ・年間の支給上限額は、別途定める。

なお、申請手続きの詳細については、別途お知らせします。